

東日本大震災と原子力災害からの福島県の漁業復興に向けた課題

Issues for revitalization of fishery in Fukushima from The Great East Japan Earthquake and Nuclear disaster

三浦 智啓*1・浅川 杏珠*1・武井 瀬奈*1・永田 優河*1・星 思惟那*1・川崎 興太*2
Chihiro MIURA, Anju ASAKAWA, Sena TAKEI, Yuga NAGATA, Shina HOSHI, Kota KAWASAKI

本研究は、福島県の漁業に関する被害と現状を分析するとともに、原発事故後の施策の概要や実績を整理し、漁業復興に向けた課題を明らかにすることを目的とするものである。本研究を通じて、福島県の漁業全体としての復旧状況は、震災、原発事故前の50~60%程度であり、沿岸漁業に関しては特に低い水準であることが明らかになった。また、福島県内の漁業協同組合と水産加工業協同組合を対象とするアンケート調査の結果から、震災、原発事故後10年目以降においても、福島県の漁業復興における課題は山積しており、かつ、生産・流通・消費のそれぞれの段階で問題が相互に影響し合っていることから、各組合が新たな支援を必要としていることが明らかになった。以上を踏まえ、漁業協同組合と水産加工業協同組合の多様な課題を解決できるように、既存の支援事業の継続や新たな支援事業の実施をすること、漁業者が主体となり、漁業全体の復興を促す取組を後押しする仕組みの充実が必要であることを指摘する。

キーワード: 福島、漁業、復興、漁業協同組合、水産加工業協同組合

Keywords: Fukushima, Fishery, Revitalization, Fishery cooperative association, Fisheries processing cooperative association

1. 研究の背景と目的

福島県沖は寒流の親潮と暖流の黒潮がぶつかる潮目と呼ばれる場所で、豊富な魚介類が獲れた。福島県の漁業は宮城県や岩手県と比較すると小規模なものであったが、水揚げされた水産物は「常磐もの」と呼ばれ、水産関係者から高い評価を受けていた。しかし、2011年3月の東日本大震災（以下、震災）とそれに伴う福島第一原子力発電所（以下、原発）事故により、福島県の漁業は壊滅的な被害を受けた^①。漁港や漁船が破壊されるだけでなく、放射性物質による海洋や水産物の汚染といった解決に長い時間を要する深刻な問題をも抱えることとなった。原発事故後には、国からの出荷制限を受けた魚種も存在し、福島県の沿岸漁業は操業を自粛する事態となった。

2012年6月からは、安全性が確認されている魚種を対象に小規模な操業と販売を試験的に行い、出荷先での評価を調査することで福島県の漁業再開に向けた基礎データを収集することを目的とする試験操業が開始された。その後、福島県の漁業の復興に向けて、国や県、市町村はさまざまな支援や事業を行

い、2020年2月には全魚種の出荷制限が解除され^②、市場での売れ残りや値崩れの発生を懸念して、漁の日数や回数、海域を抑えながら実施してきた試験操業も2020年度で終了することとなった。2021年度からは、水揚げ量と流通量を段階的に拡大する計画ではあるが、原発事故後10年目を迎えた今もなお、漁業の本格操業には至っていないのが現状である。また、2021年4月には、漁業関係者の反対がある中、政府が原発の汚染処理水の海洋放出を決定し、2年後の海洋放出に向けて準備が進められることとなった。この決定により、漁業復興への道のりはより険しいものとなることが懸念されている。

本研究は、震災と原発事故が発生してから10年後における福島県の漁業の現状と復興に向けた課題を明らかにすることを目的とするものである。震災以降の福島県の漁業の復興に関する研究としては、例えば、三陸と常磐の漁業の復興について、漁業の歴史やこれまでの取組などを分析して課題や今後の目指すべき姿を明らかにした濱田(2013)^③や、福島県地域漁業復興協議会の一員としての立場から福島県における試験操業と汚染水処理の経緯を述べ、今

*1 福島大学 共生システム理工学類 学類生

Undergraduate Student, Faculty of Symbiotic Systems Science, Fukushima University

*2 福島大学 共生システム理工学類 教授・博士(工学)

Professor, Faculty of Symbiotic Systems Science, Fukushima University, Dr.Eng.

後の試験操業の課題や漁業協同組合（以下、漁協）の取り組むべきことを明らかにした林（2017）²⁾、福島県漁業協同組合連合会（以下、県漁連）の幹部としての立場から福島県の漁業の復興を試験操業や流通面を中心に論じ、その現状と課題を明らかにした柳内（2019）³⁾が挙げられる。本研究は、これらの研究とは異なり、震災と原発事故が発生してからの10年間における福島県の取組を文献調査や漁協と水産加工業協同組合（以下、水協）を対象としたアンケート調査結果などに基づいて分析し、福島県における漁業全体の回復・復興の現状と課題を明らかにするものとして、独自性を有すると考えられる。

2. 福島県の漁業が受けた被害と復興の現状

2.1 福島県の漁業が受けた被害と回復の状況

震災、原発事故後、福島県の漁業復興に向けて、さまざまな支援事業が実施されてきた（表1）⁴⁾。

漁船隻数は、2010年には1,207隻であったが、津波等の被害を受け、2012年には29隻（2010年比-98%）まで減少した。その後、共同利用漁船等復旧支援対策事業の活用などを通じて漁船隻数は増加し、2019年には756隻（同-37%）まで復旧している⁵⁾。

漁業経営体数は、原発事故前の2008年には743経営体であったが、原発事故後の2013年には14経営体（2008年比-98%）³⁾まで減少した。2018年には377経営体（同-49%）まで回復しているが、原発事故に伴う海洋汚染により、漁業従事者が操業自粛をせざるを得ず、今なお試験操業が続いていることが経営体数減少の主な要因と考えられる⁶⁾。

漁業生産量⁴⁾は、原発事故前の2010年には82,385tであったが、原発事故後の2012年には44,771t（2010年比-46%）まで減少した。その後、2018年には51,398t（同-38%）となっている⁷⁾。

漁業生産額は、原発事故前の2010年には18,714

百万円であったが、原発事故後の2014年には8,616百万円（2010年比-54%）⁵⁾まで減少した。その後、2018年には9,679百万円（同-48%）まで回復している。

以上では、福島県の漁業全般の被害と回復状況について分析したが、漁業の種類によってその状況は大きく異なっている。特に沿岸漁業に関しては被害が大きく、原発事故前の2010年には24,980tあった水揚げ量⁶⁾は、原発事故後の2012年には122t（2010年比-99.5%）まで減少した。その後、2019年には3,641t（同-85%）まで回復したものの、原発事故前の約15%と依然として低い水準で推移している（図1）。また、沖合漁業についても、他県船からの水揚げが減少している。

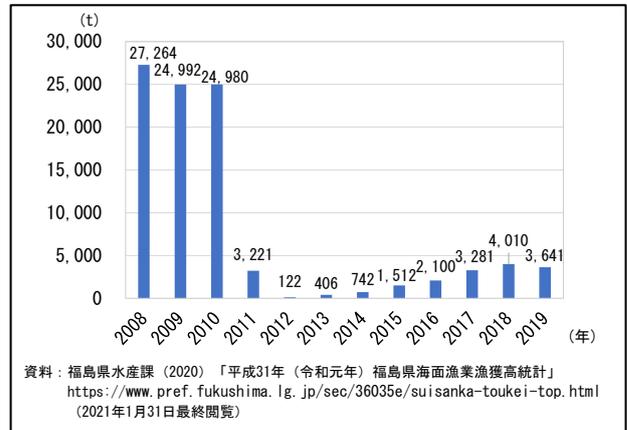


図1 沿岸漁業の水揚げ量の推移

2.2 試験操業

沿岸漁業の水揚げ量が低い水準で推移しているのは、以下で述べる試験操業が続いていたことが一因となっている。

原発事故を受け、県漁連は2011年3月15日に福島県沖合・沿岸漁業の当面の操業自粛を決定した。

表1 福島県の漁業復興に向けて行われてきた主な支援事業の概要

事業名	目的	内容	対象地域	主体	補助率	実施期間	実績
共同利用漁船等復旧支援対策事業	●漁船建造、定置網再建等により早急な漁業生産活動を再開させること	●共同利用に供する小型漁船の建造に対する支援 ●共同利用に供する漁船、漁労設備及び定置網の建造・導入に対する支援	●福島県	●漁業協同組合など	●2/3	●2011年度～現在	●復旧漁船隻数：252隻 ●復旧漁具数：1,887式 (2020年度までの実績)
水産業共同利用施設復旧整備事業	●共同利用施設や放流用種苗生産施設の再建により水産資源の回復を含めた水産業の早期かつ確実な復興を図ること	●共同利用施設の整備に対する支援 ●養殖関連施設の整備に対する支援 ●放流用種苗生産施設の整備に対する支援 など	●福島県	●漁業協同組合など	●2/3	●2011年度～2020年度	●復旧施設数：31棟 (2020年度までの実績)
水産業共同利用施設復旧支援事業	●水産業・水産加工業の再生に向けた共同利用施設等の復旧・再建を図ること	●水産業共同利用施設の早期復旧に必要な不可欠な機器等の整備に対する支援 など	●福島県	●漁業協同組合など	●2/3	●2011年度～2017年度	●復旧施設件数：48件 ●復旧設備・機器件数：92件 ●復旧資材類件数：17件 (2017年度までの実績)

資料：復興庁ホームページ、農林水産省ホームページ、福島県ホームページ、福島県水産課資料

その後、沖合漁業は通常操業が再開された一方、沿岸漁業および底びき網漁業は、放射線モニタリング検査において基準値を超える放射性物質が検出された魚種が見られたことから、操業自粛の継続を余儀なくされた。このような中、漁業の本格再開に向けた基礎情報を得るため、小規模な操業と販売を試験的に実施する試験操業が2012年6月に相双地区で、2013年10月にいわき地区で開始された。

操業自粛範囲である原発から半径10kmを除く福島県沖全域を対象海域とし、2012年6月に3魚種を対象として開始された試験操業は、2017年1月までに97魚種が対象となり、段階的な魚種の拡大が行われてきた。2015年4月以降の放射線モニタリング検査で基準値を超える魚種が認められず安全が確認されたことから、2017年3月に福島県漁業協同組合長会議において出荷方針が改正され、試験操業の対象種が「すべての魚介類（出荷制限魚種を除く）」に変更された。また、2020年2月に福島県海域における水産物の出荷制限指示はすべて解除となったことで、すべての魚種が試験操業の対象となった。

試験操業開始当初は県内のみの出荷となっていたが、その後、東北地方や関東地方などの消費地市場へ出荷を拡大してきた。しかし、首都圏の消費地市場では、福島県産水産物が安値で取引される状況が見受けられることに加え、他産地でも生産が多い魚種については売れにくい状況が生じているなど、漁業関係者の間では、今後、水揚げ量や取引量を増加させた場合には、低価格化や売れ残りが生じるのではないかと懸念されている⁽⁷⁾。

2.3 漁業関連組合の組合員等への賠償

原発事故に伴い被害を受けた漁業関連組合およびその組合員に対して、東京電力より損害賠償が行われている。

福島県の漁協組合員は、休業補償と呼ばれる操業ができないことに対する損害賠償と、試験操業における水揚げ金額と原発事故前の水揚げ金額との差額が補填される損害賠償等により、所得が確保されている状況である。

しかし、福島県の水協組合員に対しては、売上が回復していないにも関わらず、継続的に支払われる損害賠償は2016年12月末に打ち切られてしまった。また、2015年8月以降の売上減少と原発事故との相当因果関係が認められた場合に年間損失利益の2倍を賠償するという制度があるが、相当因果関係の立証はハードルが高く、追加賠償の支払いを受けるのは難しい状況である⁽⁸⁾。

2.4 放射線モニタリング検査と風評払拭に向けた取組

原発事故後、安心・安全の確保に向けた取組として、福島県による放射線モニタリング検査や、試験操業で水揚げを行う相双地区といわき地区の各産地市場において漁協による自主検査が行われている。また、原発事故の影響による福島県産水産物の風評払拭と販路拡大に向けた取組が行われている。

県が行う放射線モニタリング検査は、食品の安全性を確認するための公的検査であり、毎週150検体前後に対して実施されてきた。この検査により、魚種ごとの傾向を把握し、科学的データを蓄積することで、出荷制限解除の検討や漁業関係者による試験操業対象種選定時のデータとして活用されてきた。2011年から2019年までの総検体数は62,114検体であり、そのうち国の基準値の100Bq/kgを超える放射性物質を含んでいたものは2,065検体である(図2)。原発事故の直後には、100Bq/kgを超える検体が多く検出されたものの、その後徐々に減少し、2016年以降は2021年に1魚種から検出されたばかりは検出されていない⁽⁹⁾。

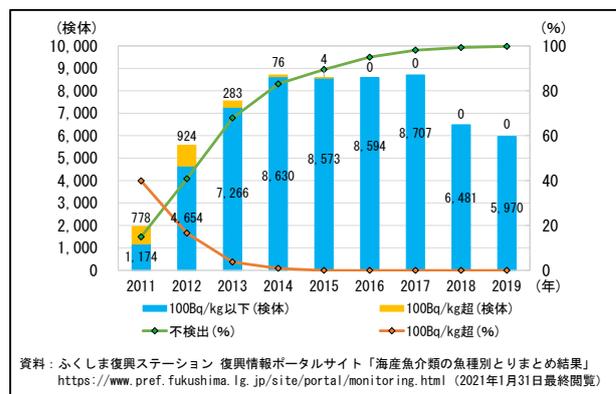


図2 福島県による水産物放射線モニタリング検査結果の推移

一方、相双地区といわき地区の各産地市場で漁協が独自に行っている自主検査は、消費者が福島県産水産物を安心して食べられるようにすることを目的とした検査である。放射性物質が100Bq/kgを超える魚介類を出荷しないようにするため、県漁連の出荷方針として50Bq/kgを自主基準とし、これに基づき自主検査で25Bq/kgを超えた場合には、県水産試験研究機関において精密検査を行うなど、厳重な検査体制が敷かれている。2012年から2018年に行われた自主検査において、25Bq/kgを超えたのは数例であり、99%以上が不検出である⁽⁸⁾。

風評払拭と販路拡大においては、福島県の漁業復興に向けたソフト面の主な支援事業である福島県産水産物競争力強化支援事業の実施などにより、小売店や消費地市場において福島県産水産物の安心・安全をPRする取組が行われている。一例としては、水産庁が支援し、県と県漁連、そして民間企業が共同で実施している福島鮮魚便という取組がある。2018年6月に開始されたこの取組は、福島県産水産物を産地から直送し、売場において福島県産水産物の安心・安全をPRするものである。販売する店舗数を年々拡大することで、風評払拭や販路拡大を図っている。

3. 漁業関連組合の漁業復興に関する認識

福島県内の漁業復興の現状と課題を把握するために、福島県内の漁協全6組合と水協全4組合(図3)、合計10組合を対象にアンケート調査を行った(表2)。配布数は10組合、回収数は9組合であり、回収率は90%である⁽⁹⁾。また、アンケート調査の結果を表3に示す。

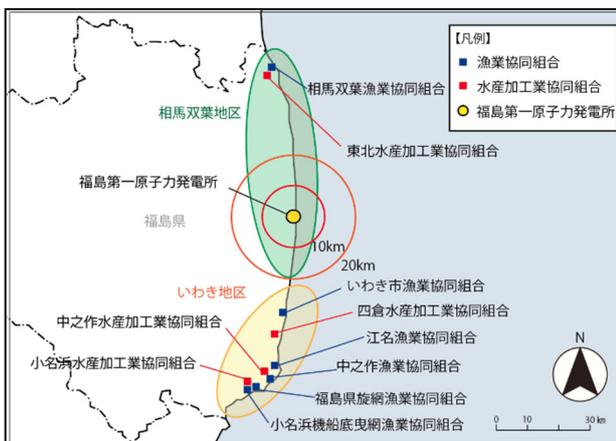


図3 福島県内の漁業関連組合

表2 漁業関連組合に対するアンケート調査の概要

目的	東日本大震災と原子力災害からの福島県の漁業復興に関する現状と課題を明らかにすること
対象	福島県内の漁協全6組合及び水協全4組合
方法	アンケート調査(電子メール及びFAX)
調査項目	1. 震災と原子力災害からの漁業復興に向けた現状と課題について 2. 生産・消費・流通に関する問題点と課題について 3. トリチウム水の海洋放出について
実施期間	2020年12月22日～2021年2月7日
配布数	10組合(漁協:6組合、水協:4組合)
回収数	9組合(漁協:5組合、水協:4組合)
回収率	90%(漁協:83%、水協:100%)

3.1 震災と原子力災害からの復興の課題

震災と原子力災害からの福島県の漁業復興に関する課題について、全体では、「風評払拭」が8組合

(80%)で最も多く、次いで「水揚げ量の回復」と「販路の拡大」が7組合(70%)が多い。これらの3項目については、漁協と水協が共通して課題と認識している割合が高い。

その他の課題として、「漁業担い手の確保・育成」、「水産加工業者の確保・育成」、「仲買業者の回復」といった漁業関係者の担い手に関する課題が多く挙げられている。

3.2 ハード面の復旧状況

漁船・施設・設備等のハード面の復旧状況について、原発事故前の状況を100%としたとき、現在の復旧状況は100%以上が1組合(10%)、80%以上100%未満が3組合(30%)、60%以上80%未満が4組合(40%)、0%以上20%未満が1組合(10%)、無回答が1組合(10%)であった。

この復旧状況の満足度については、「十分である」と回答した組合は3組合(30%)で、無回答の組合を除くその他の組合は「不十分である」と回答した。

「十分である」の理由としては、震災の影響によるハード面の損害が無かったことや、個人の事務所や共同の施設が利用できるようになったことが挙げられている。

また、「不十分である」の理由としては、漁船・漁港・漁業関連施設、水産加工業関連施設の復旧・拡充が必要なことが挙げられている。

3.3 生産・流通・消費に関する課題

(1) 水揚げ量の増加の必要性

水揚げ量の増加の必要性については、「増加させるべき」が8組合(80%)、「増加させるべきではない」が1組合(10%)、無回答が1組合(10%)である。

「増加させるべき」の理由としては、漁業者、卸売市場、仲買人等漁業関係者の事業継続のためや、現在の沿岸漁業の水揚げ量は原発事故前の15%程度であり、未だ原発事故前の水準まで回復していないためなどが挙げられている。

「増加させるべきではない」の理由としては、水揚げ量を増やすことより先に、コロナウイルス感染症への対策を望むことが挙げられ、上述した復興に向けた課題や復興状況を直接的に考慮した回答ではなかった。

(2) 流通に関する問題

流通面における問題の有無については、「問題がある」が5組合(50%)、「問題はない」が4組合(40%)、無回答が1組合(10%)である。

しかし、流通面における問題の有無に対する認識

表3 アンケート調査の結果

組織		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	
		漁協	漁協	漁協	漁協	漁協	漁協	水協	水協	水協	水協	
東日本大震災と原子力災害からの復興の課題 【複数回答】	漁船の復旧・確保					○	○					
	漁港・漁業関連施設の復旧						○					
	漁業の担い手の確保・育成		○				○	○				
	水揚げ量の回復			○		○	○	○	○	○		
	販路の拡大		○	○		○	○	○	○	○	○	
	風評払拭			○		○	○	○	○	○	○	
	水産加工業者の確保・育成		○	○					○	○		
	水産加工施設の復旧			○					○	○		
	水産物単価の回復							○	○		○	
	他県産水産物との競争力向上							○	○	○	○	
	仲買業者の回復		○	○			○	○	○		○	
	輸送業者の回復											
	適切な賠償					○	○	○			○	
	その他											
ハード面の復旧 (漁船・施設・設備等)	復旧の進捗状況	0%以上20%未満							○			
		20%以上40%未満										
		40%以上60%未満										
		60%以上80%未満		○				○		○		
		80%以上100%未満			○		○	○				
	100%以上											
	満足度	十分である						○			○	○
		十分である理由【記述式】		ハード面の復旧がほぼ終わっているため		-	-				○	
				ハード面の損害はなかったため								○
		不十分である		○	○			○	○	○	○	
不十分である理由【記述式】		漁船の復旧が終わっていないため										
		漁港・漁業関連施設の復旧・拡充が必要のため		○	○							
		水産加工施設の復旧・拡充が必要のため						○	○			
生産・消費・流通に関する課題	水揚げ量	増加させるべき		○	○		○	○	○	○	○	
		増加させるべきである理由【記述式】		漁業関係者の事業継続のため								
				福島原発事故前の水準まで回復していないため		○	○		○		-	
				モニタリング検査などを問題なく行っているため								
	増加させるべきではない										○	
	増加させるべきではない理由【記述式】		コロナウイルス感染症への対策が必要であるため		-	-					○	
	流通に関する問題	問題がある		○	○			○	○			
		問題の内容【複数回答】		仲買人の買い受け能力の低下								
				他県からの仕入れによる経済的負担の増加								
				県産水産物の小売店への不安定な供給					○	○		
			輸送能力の低下		○							
			逆ザヤ状態による利益の減少						○			
			消費地市場での水産物の売れ残り									
			その他						○			
問題はない									○	○	○	
県産水産物の販路拡大に向けた取組	取組を行っている		○	○				○	○	○	○	
	取組の内容【複数回答】		消費者向け					○	○	○		
			消費者向けの取組【記述式】		朝市の開催							
					イベントの開催							
					小売店での福島県産水産物の優先的な販売							
			事業者向け		○				○	○		
		事業者向けの取組【記述式】		国際見本市等への出店								
				豊洲市場を中心とするプロモーション								
				福島県産水産物の優先的な出荷								
取組の効果		効果が現れている						○	○	○		
		効果は現れていない		○	○							
取組を行っていない										○		
国や県の支援	満足度	十分である		○	○			○	○	○	○	
		不十分である										
		不十分である点		金額								
				期間								
				内容					○		○	
			内容の詳細【記述式】		漁船・漁業関連施設の建造に対する支援		-	-	-			
					全国的な情報発信							
					風評被害への対策・支援							
			その他									
	新たな支援の必要性	新たな支援が必要である		○	○			○	○	○	○	
必要な支援の内容【記述式】		漁船・漁業関連施設の建造に対する支援		○								
		新規就業者に対する支援		○								
		魚介類の安全確認に関する支援										
		流通の拡大のための支援		○								
		その他										
新たな支援は必要ない									○			
県産水産物の売り上げの回復のためにすべきこと【複数回答】	PRの強化		○	○			○	○	○	○		
	モニタリング検査体制の強化		○									
	県産水産加工物の品質向上											
	流通量の増加		○	○								
	その他											
汚染処理水の海洋放出の漁業復興への影響	影響がある		○	○			○	○	○	○		
	影響があると考える理由【記述式】		風評被害が拡大・再燃するため									
			これまでの風評被害対策が水の泡となるため									
影響はない												

注:「×」は無回答であること、「-」は回答の対象外を示している。

は、漁協と水協とで大きく異なっており、「問題がある」と回答したのが漁協5組合のうち4組合(80%)であるのに対し、水協については4組合のうち1組合(25%)であり、漁協と水協で対照的な認識を持っている。

「問題がある」と回答した漁協については、「仲買人の買い受け能力の低下⁽⁴⁰⁾」を主な問題と認識している。「仲買人の買い受け能力の低下」を問題と認識している理由としては、水揚げ量を増加させ、流通量を増加させることが漁協の課題ではあるが、仲買人の不足と買い受け能力の低下により、水揚げ量増加に踏み切れないためが挙げられている。一方、水協の仲買人の不足や買い受け能力の低下には、風評により、思うような取引ができないことから、水揚げされたものを十分に買い受けできないといった理由もある⁽⁴¹⁾ため、流通における「仲買人の買い受け能力の低下」は、漁協にとっては問題となっているものの、水協自身の問題にはなっていない。

(3) 県産水産物の販路拡大に向けた取組

県産水産物の販路拡大に向けた取組については、「取組を行っている」が6組合(60%)、「取組を行っていない」が3組合(30%)、無回答が1組合(10%)である。

「取組を行っている」と回答した6組合のうち「消費者向け」の取組が6組合(100%)、「事業者向け」の取組が3組合(50%)である。

取組内容としては、消費者に向けて朝市やイベントの開催、事業者に向けて国際見本市等への出店を行い、安全性をPRすることが挙げられている。

また、これらの取組の効果については、「効果が現れている」が4組合(67%)、「効果は現れていない」が2組合(33%)であった。「効果は現れていない」と回答した漁協については、卸売市場で消費者に直接販売しないために効果のほどがよくわからないことの補足回答であった。

(4) 国や県からの支援に対する評価

国や県からの支援については、「十分である」が5組合(50%)、「不十分である」が4組合(40%)、無回答が1組合(10%)である。

「不十分である」の理由としては、すべての組合が「支援内容」を指摘している。支援内容に関する不十分な点としては、漁船の建造や施設の建造支援が十分でないこと、原料は県外産を使用しているも製造場所在福島県であることによって生じる風評被害が解消されないなどのことから、全国的な情報発信や風評被害対策への支援が不十分であることが挙

げられている。

(5) 国や県からの新たな支援の必要性

新たな支援の必要性については、「新たな支援が必要である」が8組合(80%)、「新たな支援は必要ない」が1組合(10%)、無回答が1組合(10%)である。

「新たな支援が必要である」の内容については、多岐に渡っており、漁船・漁業関連施設建造への支援といったハード面の復旧に対する支援や、新規就業者への支援といった担い手の確保・育成に対する支援や、魚介類の安全確認や販路拡大のための支援といった風評払拭に対する支援が挙げられている。一方で、必要だとは思いますが、震災から10年が経過して風評等で利益が下がったものを回復させることは難しいのではないかと補足回答もあった。

(6) 県産水産物の売り上げ回復のためにすべきこと

県産水産物の売り上げ回復のためにすべきことについては、「流通量の増加」が9組合(90%)で最も多く、次いで「PRの強化」が6組合(60%)、「モニタリング検査体制の強化」が4組合(40%)が多い。

3.4 汚染処理水の海洋放出

先述の通り、政府は2021年4月に放射性物質トリチウムなどを含む汚染処理水の海洋放出の方針を決定した。本アンケート調査は、この方針決定前に実施したものであるが、汚染処理水の海洋放出が福島県の漁業復興へ与える影響の有無については、無回答の組合を除く全ての組合が「影響がある」と回答した。

「影響がある」の理由としては、原発事故当時のように風評被害が生まれることや、現在よりも消費者に対し、さらにマイナスイメージが付き10年間の風評被害対策が全て水の泡になってしまうことなど、風評被害の拡大を懸念する回答が挙げられている。福島県の漁業復興において、風評被害が大きな課題となる中、海洋放出をすることで復興が妨げられ、また、復興意欲が削られていくと認識されることがわかる。

4. 結論

最後に、本研究で得られた知見をまとめた上で、福島県の漁業復興に向けた課題を提示する(図4)。

4.1 本研究を通じて得られた知見

①これまでの10年間に、主として共同利用漁船等復旧支援対策事業などのハード面の復旧事業が進め

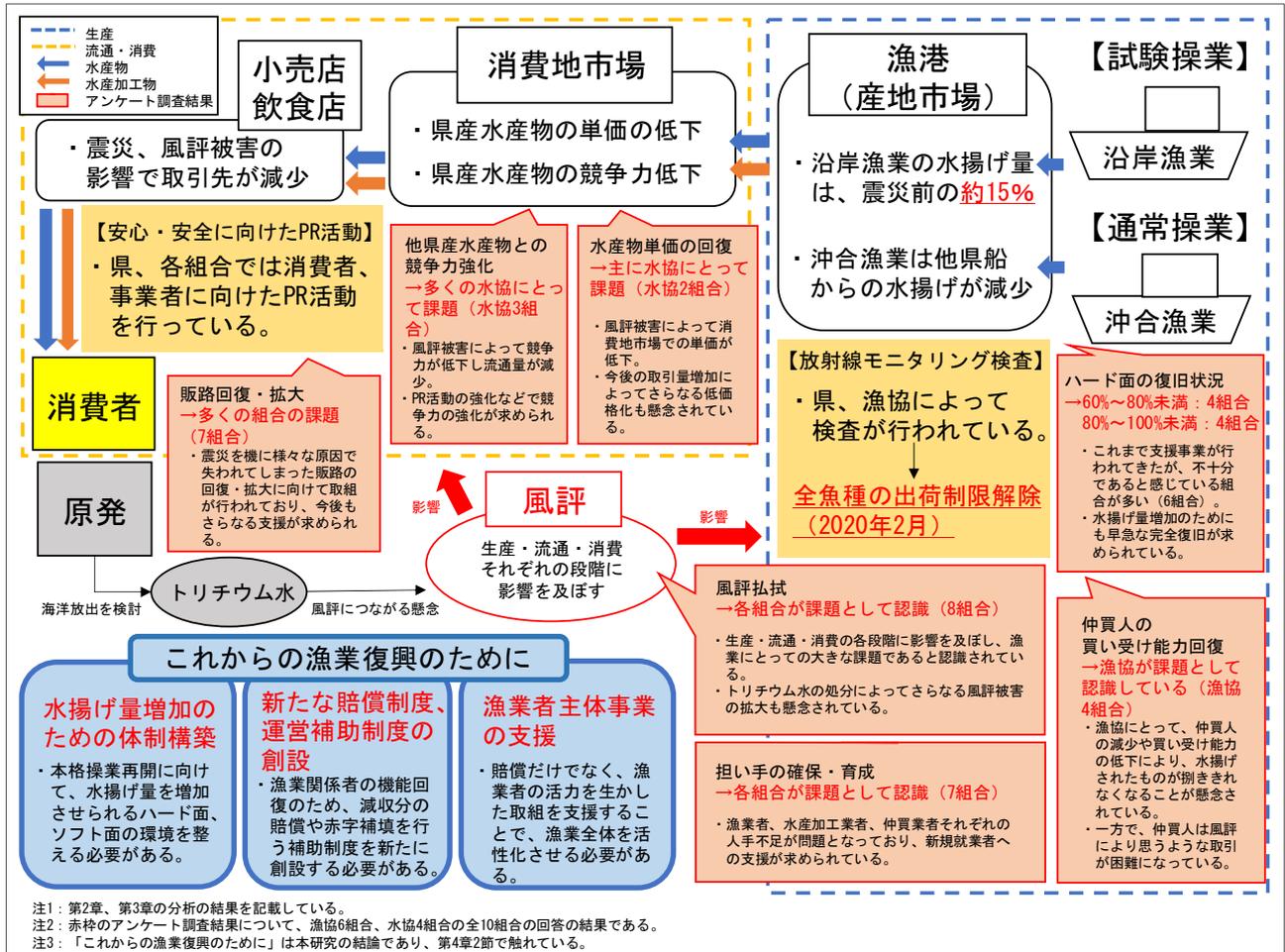


図4 福島県の漁業復興の現状と課題

られてきたが、復旧状況は道半ばであり、漁船隻数、漁業経営体数、漁業生産量、漁業生産額のいずれも原発事故前の50~60%程度にとどまっている。特に、沿岸漁業の水揚げ量は、2020年度まで試験操業の継続を余儀なくされてきたこともあって、原発事故前の約15%にとどまっている。

②福島県による放射線モニタリング検査の結果によると、近年では基準値(100Bq/kg)を超える福島県産水産物はほとんどなく、全魚種の出荷制限が解除されている。こうした状況を踏まえ、福島県産水産物競争力強化支援事業などの風評払拭と販路拡大に向けた取組が進められているが、首都圏の消費地市場では福島県産水産物が安値で取引されているなど、今なお流通面と消費面での問題が解消されていない。

③こうした状況を背景として、多くの漁協や水協は、風評払拭、販路の拡大、水揚げ量の回復、仲買業者の回復など、福島県の漁業復興には多様な課題が山積していると認識している。しかし、例えば、水揚げ量の回復一つをとっても、生産段階では漁業

経営体数の減少、流通段階では仲買人の買い受け能力の低下、消費段階では風評被害による売れ残りの発生など、生産・流通・消費のそれぞれの段階での問題が相互に複雑に影響し合っていることから、一挙解決型の解決方法は見当たらず、漁業関係者が本格操業の再開に向けて問題を一つひとつ解決するための努力を行っているというのが実状である。

④このため、多くの漁協や水協は、国や県から新たな支援が必要であると認識しており、特に、漁船・漁業関連施設建造、新規就業者、流通拡大などに関する支援を求めている。

⑤政府により汚染処理水の海洋放出が決定されたが、多くの漁協や水協は、このことが福島県の漁業復興に大きな影響を与えると認識している。影響の内容としては、新たな風評被害が発生すること、これまでの風評被害対策が水泡に帰すことなどが挙げられている。

4.2 福島県の漁業復興に向けた課題

福島県の漁業復興とは、漁業者が漁の日数や回数を制限することなく水揚げを行うことができ、流通

業者や加工業者がその水揚げされた水産物を原発事故前と同様に流通・加工することができ、消費者が福島県産水産物の安全性を疑うことなく購入・消費することができる、新たな安定した経済的・社会的諸関係の再構築に向けた一連の諸活動を言うとするならば、そうした諸関係を再構築するための課題として、以下の3点を指摘できる(図4)。

①本格操業を再開し、水揚げ量を増加することができる体制の構築が必要である。具体的には、ハード面の早急な完全復旧は当然のことながら、担い手の確保・育成、県産水産物単価の回復や他県産水産物との競争力向上、販路拡大に向けたPR活動の強化、放射線モニタリング検査の継続や検査体制の強化などが必要であり、これらを包括的かつ長期にわたって支援する制度の充実が必要である。

②これとあわせて、漁業関係者に対する新たな賠償制度や運営補助制度を創設することが必要である。漁業復興は、生産段階・流通段階・消費段階が一体となって、新たな安定した経済的・社会的諸関係が再構築されることなしに実現されることはあり得ない。漁業復興のためには、上記の水揚げ量の増加は必要条件であるが、水揚げされた水産物が原発事故前と同様に流通・加工され購買・消費されるためには、仲買人の回復や販路の回復・拡大などが不可欠であるところ、相当因果関係が立証された場合に限り賠償金が支払われるというのでは、これらの課題を解消するための担い手が現れるはずがない。要するに、原発事故によって市場原理が原発事故前のように機能し得なくなっているのだから、その機能回復が図られるまでの間、減収分を賠償する制度や赤字補填を行う補助制度を創設することが必要だと考えられる。なお、2023年からトリチウム水の海洋放出が開始されることになり、政府は風評被害対策に万全を期すこと、風評被害の発生が確認された場合には賠償により機動的に対応することとされているが、今後の動向を注視する必要がある。

③水揚げ量の目標を設定し、漁業者が主体となって実施する事業をより一層支援することが必要である。例えば、相馬地区沖合底びき網部会は、2019年度から国の助成事業である「がんばる漁業復興支援事業」の活用を通じて、新船や最新設備を導入し、漁業効率化や漁の回数の増加を図るとともに、若い漁業後継者の活力を活かすことで、2019年には原発事故前の約20%であった一隻あたりの水揚げ量を5年後の2024年には約60%まで回復させることを目標として本格操業再開に向けて取り組んでいる。こ

のような若い後継者をも巻き込んだ漁業者の取組は、流通業者・加工業者の回復を誘発し、漁業全体として本格操業再開に向けたトリガーとなりうると考えられることから、こうした取組を後押しする仕組みの充実が必要である。

【補注】

- (1) 本研究では、福島第一原子力発電所における事故を福島第一原子力発電所事故(原発事故)といい、この福島第一原子力発電所事故(原発事故)に伴う被害を原子力災害という。
- (2) ただし、2021年2月に1魚種から国の基準値を超える放射能が検出されたことを受けて、国は2021年4月に出荷制限を指示した。
- (3) 2012年のデータはないため、2013年のデータを用いている。
- (4) 農林水産統計上、「漁業」は「漁業(獲る漁業)」と「養殖業(育てる漁業)」に分けられ、「漁業(獲る漁業)」により採捕した水産物の重量を「漁獲量」、「養殖業(育てる漁業)」により収穫した水産物の重量を「収穫量」という。「生産量」は「漁獲量」と「収穫量」を合わせたものを指す。
- (5) 2012年、2013年のデータは非公開のため、2014年のデータを用いている。
- (6) 水揚げ量とは、農林水産統計上は、漁獲量から船上で加工したり、船内食に用いるなどした水産物を除き、漁港に水揚げされた重量を指す。一方、福島県が沿岸漁業の水揚げ量の推移を示す際には、農林水産統計上の水揚げ量に収穫量を加えたものが「沿岸漁業の水揚げ量」として示されている。こうしたことから、本研究では、福島県の用語の用法にならって、「沿岸漁業の水揚げ量」という用語を使用している。
- (7) 水揚げ量や取引量の増加に対する漁業関係者の懸念は、県漁連に対する聞き取り調査の結果による。
- (8) 放射性物質が全く存在しないことを意味するのではなく、放射線の測定値が検出限界値未満であることを指す。
- (9) 無回答の1組合については、組合長の意向により無回答となっている。
- (10) 「仲買人の買い受け能力の低下」とは、原発事故後の風評などの要因により、仲買人が県産水産物を買受けする量が減少している状態を指す。
- (11) 流通に関する問題において「仲買人の買い受け能力の低下」が水協自身の問題となっていない理由は、水協に対する聞き取り調査の結果による。

【参考文献】

- 1) 濱田武士(2013)『漁業と震災』みすず書房
- 2) 林薫平(2017)「試験操業における検査・流通問題と消費対策」『北日本漁業』No.45, pp.26-37
- 3) 柳内孝之(2019)「福島県における漁業復興の現状と課題」『学術の動向』Vol.24, No.7, pp.26-31
- 4) 復興庁ホームページ「復興庁行政事業レビュー」<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20160201143553.html> (2021-01-31)
- 5) 福島県農林水産部水産課(2012)「福島県海面漁業漁獲高統計」<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035e/suisanka-toukei-top.html> (2021-01-31)
- 6) 福島県農林水産部水産課(2020)「福島県水産要覧」<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/388900.pdf> (2021-01-31)
- 7) 農林水産省ホームページ「海面漁業生産統計調査」https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/index.html (2021-01-31)
- 8) 東京電力ホームページ「法人さまおよび個人事業主

さまに対する新たな営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」

https://www.tepco.co.jp/cc/press/2015/1252626_6818.html (2021-01-31)

- 9) 福島県ホームページ「福島県の水産物の緊急時モニタリング検査結果について」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-suisanka-monita-top.html> (2021-05-27)